

公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和 7 年（2025 年） 7 月 18 日

収支等命令者

佐賀県環境センター 所長 江口 充宏

1 入札に付する事項

(1) 物品名及び数量

実験台 一式

(内訳)

1	中央実験台オープン式①	(幅 2,400 mm タイプ)	2 台
2	中央実験台オープン式②	(幅 2,400 mm タイプ)	1 台
3	サイド実験台オープン式	(幅 1,800 mm タイプ)	1 台
4	サイド実験台フラット式①	(幅 1,500 mm タイプ)	1 台
5	サイド実験台フラット式②	(幅 1,500 mm タイプ)	1 台
6	流し台	(幅 600 mm タイプ)	1 台
7	薬品棚	(幅 440 mm)	1 台

別添仕様書のとおり

(2) 納入期限

令和 8 年（2026 年） 1 月 30 日（金）

(3) 納入場所

佐賀県環境センター 2 階 重金属試験室

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警本部に照会することがある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和 41 年佐賀県告示第 129 号)に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 カ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己、自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 2 (1) の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、アの場所に直接持参して提出すること。
 - ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当(新館 2 階)
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
電話: 0952-25-7194
電子メールアドレス: soumujiimu@pref.saga.lg.jp
 - イ 申請書様式の入手先

アの部局または佐賀県ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/>)

- (2) (1)については、令和7年(2025年)7月25日(金)午後5時の時点で、競争入札参加資格の確認を受けていること。

4 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に入札者の事業所等概要書及び応札仕様書(入札仕様書に示す要件を全て満たすことが確認できる書類)を添付の上、令和7年(2025年)7月25日(金)午後5時までに5(1)の場所に持参又は郵送すること。提出された書類を審査の上、入札に参加する資格を有すると認められたものに限り、入札の対象者とする。なお、審査の結果は文書で通知する。
- (2) 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じること。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。
- (4) 提出された資料は、当該業務に関する目的以外には使用しない。

5 入札書の提出場所等

(1) 問い合わせ先

佐賀県環境センター 大気・水質課

郵便番号 849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 119-1

電話：0952-30-1616

電子メールアドレス：kankyousenta@pref.saga.lg.jp

(2) 入札仕様書の交付方法

令和7年(2025年)7月18日(金)から7月25日(金)午後5時まで、佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1)の場所において随時交付する(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 入札書の提出方法

(4)の場所に入札者が直接持参すること。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

日時：令和7年(2025年)8月4日(月)午後3時

場所：佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 119-1

佐賀県環境センター 会議室

(5) 入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこと。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出すること。また、本人又はその代理人の本

人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）を持参すること。

(6) 開札に関する事項

開札は、本人又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に（1）の部署に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の規定により納付すること。ただし、同規則第103条第3項第2号及び第115条第3項第3号に該当するときは免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。

エ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(8) 詳細は、入札仕様書による。